

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための本組合の取り組みについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が全国に発出され、京都府につきましても「特定警戒都道府県」に位置づけられたことから、本組合においても感染拡大防止を目的として、下記の取り組みを行います。

このため、各種お問い合わせの対応等について、通常よりも時間を要する場合があります。

ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 出勤者数の抑制について  
出勤者数を抑制し、業務を継続することといたします。
- 2 対象期間  
令和2年4月21日（火）から5月1日（金）まで
- 3 その他  
業務時間の変更はありません。